

このニュースレターは、EPA(経済連携協定)及び、外国人看護師・介護福祉士に関する全国ニュースをダイジェストでまとめたものです。

○技能実習法施行 監督強化で制度の適正化を (2017/11/5 読売新聞)

途上国に日本の技術や知識を伝える。技能実習制度を実のあるものにするには、原点に立ち返った運用が求められる。技能実習適正実施・実習生保護法(技能実習法)が施行された。様々な職種の技術を身に付けるために来日する外国人実習生の保護強化や制度の拡大を図るのが主眼である。賃金不払いなどの不正監視を強める。優良な受け入れ先での実習期間を3年から5年に延長する。受け入れの人数枠も広げる。

受け入れ先の不正監視の柱となるのが、新設された認可法人「外国人技能実習機構」だ。企業などが作成する実習生ごとの実習計画をチェックし、実地検査も行う。計画が守られていなければ、受け入れの許可取り消しもできる。

従来は、厚生労働省の委託を受けた民間機関による巡回指導だけだった。法的権限はなかった。実習の成果が着実に上がるよう、機構は受け入れ先をしっかりと指導・監督してもらいたい。

制度は1993年に国際貢献の名目で始まった。実際には、人手不足の職種に外国人労働力を供給する手段として使われた。実習生は低賃金で過酷な状況に置かれていると内外の批判を浴びた。

長時間労働などの違反が見つかった実習先は昨年、過去最多の約4000か所に上った。多額の賃金不払いなどの労働基準法違反で送検されたケースもある。実習生への暴行やパスポートの取り上げなど、人権侵害も目立った。これまでの実態を考えれば、悪質な行為に対する罰則が新法に盛り込まれたのはうなずける。通報・相談窓口を充実させ、必要に応じて実習先を変更するといった支援を行う必要もある。

実習生は今年6月末時点で25万人を超える。5年前より10万人も増えている。対象職種の拡大などにより、来日する実習生は今以上に増えるだろう。

対象職種には、初の対人サービスとして「介護」が追加された。高齢化が進む途上国に日本の優れた介護

技術を広げるというのが表向きの目的だが、国内の介護現場で深刻化する人手不足を補う側面があるのは間違いない。

重要なのは、サービスの質の低下を招かないことだ。介護職場では、利用者やその家族、同僚との意思疎通が特に大切である。

特別養護老人ホームなどの受け入れ施設は、制度を安易な人材確保策とせず、実習生の育成に注力すべきだ。日本語教育や技能研修の充実が欠かせない。

○外国人実習法施行 育成・共生の視点忘れずに (2017/11/12 福井新聞)

外国人技能実習生はもはや福井県内でも身近な存在である。日本で働きながら知識や技術を身に付け、母国の発展に生かしてもらおうという制度で1993年に導入された。

その制度を適正化する技能実習法が今月施行された。管理監督体制を強化し、実習生の人権侵害には罰則も設けた。また今回からサービス業の「介護」にも適用が拡大された。新しい法律のポイントや今後の見通しを検証する。

■監視強化で不正防止■

外国人実習制度の対象は農業や繊維・衣料、自動車整備など74職種に及ぶ。出身国は中国を筆頭にベトナム、フィリピンなど。人手不足で悩む中小企業を中心に利用され、今年6月末の人数は全国で25万人以上。5年前より10万人も増加した。

県内の状況は昨年10月末で3018人。出身は中国56%、ベトナム24%、フィリピン8%。業種では繊維・衣料、機械・金属、建設などが多い。

ただ実習生を「安価な労働力」と見なし、長時間労働や賃金不払いなど不正が後を絶たない。国際的にも人権侵害との批判が高まっている。県内でも昨年、繊維関連6社が月最大139時間の残業をさせたとして労働基準法違反で送検された。

こうした事態を監視し、実習生の保護を徹底するのが適正化法の狙いだ。母国語相談窓口を整備し、

人権侵害行為には罰則も付与される。

■人材難の介護に門戸■

まず入り口対策。実習生を紹介する管理団体は許可制に。受け入れ事業所は届出制になり、実習計画も認定制となる。

次に不正監視を徹底するため「外国人技能実習機構」を全国8ブロック、13カ所に開設した。これまでの民間機関の巡回指導に代わり、法的権限が与えられ管理団体や事業所の調査やチェックを強化する。

さらに関係省庁、都道府県、警察などで「地域協議会」をブロックごとに組織。情報収集や指導監督の連携体制を整える。監督強化の一方、優良な受け入れ先には実習期間を3年から5年に延長。人数枠も最大5%から10%まで拡大した。さらに人材難が深刻な「介護」がサービス業で初めて追加された。

団塊の世代が全て75歳以上になる2025年、全国の要介護認定者は604万人に達し、介護職は38万人不足するとみられるからだ。福井県でも必要数1万3千人に対し、2200人が足りないと推計される。

■県は留学生支援制度■

介護分野への外国人就労は2種類の制度が先行している。まず経済連携協定(EPA)枠でインドネシアなどから来日。働きながら日本の介護福祉士の資格を取得する方法。もう一つが入管難民法の改正で、専門学校などに留学し介護福祉士を目指すやり方。福井県は人材がより定着するように、留学生を支援する「外国人介護福祉士確保促進事業」を創設。現在ベトナム人ら13人に学費や学習費を助成している。

これに技能実習生が加われば期待も高まる。ただサービス業だけに利用者や家族と意思疎通を図る日本語の能力が重要。質の低下も避けてはいけない。また最長5年とはいえ就労と国家試験の両立に不安も残る。県長寿福祉課は先輩格の留学生がカギを握るとみる。実習生の指導や相談にリーダーシップを発揮すると見込んでいる。

少子高齢化が進み労働力の確保は年々難しくなる。しかし技能実習法の原点は日本の技術伝習と国際貢献であることを忘れてはいけない。外国人を便利な働き手と捉えるのではなく、彼らを育成し共生する心構えが不可欠である。

県内で働く外国人介護職員に対し、利用者や職員が好意的に受け止めているとした施設が約六割に上ることが県のアンケート結果で分かった。ただ、施設の七割ほどは日本語の文章力や読解力の不足から「介護記録の作成に支障がある」と課題も指摘している。介護分野の人材不足が続く中、外国人の受け入れに前向きな施設も多いが、行政などの支援の必要性も浮き彫りとなっている。(石井宏昌)

調査は八月一日を基準日に介護保険施設・事業所八百六十二施設の回答をまとめた。うち九十八施設が外国人介護職員計百九十三人を雇用していた。国籍はフィリピンが約半数を占めて最も多く、東アジアや東南アジアで八割以上となった。事業所種別で最も多く働いているのは介護老人保健施設で25・4%、次いで介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)22・3%、通所介護16・1%だった。

こうした外国人介護職員への反応について、好意的に受け止めている利用者が多いとした施設は60・2%、好意的に受け止めている職員が多いとした施設も65・3%だった。

一方、雇用する上での課題(複数回答)として、73・5%の施設が「介護記録の作成に支障」を挙げた。日本人職員や利用者との「会話等の意思疎通に支障」も35%ほどあり、コミュニケーションの問題が指摘された。「課題はほとんどない」も20%近くあった。外国人介護職員を「機会があれば雇用してみたい」とする施設は70・5%にも上った。

県は昨年度、在日外国人を受け入れる介護事業者向けの準備講座と、外国人が介護分野で必要な日本語を学ぶ研修事業を始めている。県介護人材確保対策室の担当者は「今後も講座や研究を通じ、受け入れ側の施設の参入や介護現場で働く在日外国人の語学の支援を続けたい」と話した。

一般社団法人
外国人看護師・介護福祉士支援協議会

〒102-0083 東京都千代田区麹町 2-12-1
VORT 半蔵門ビル 6階

TEL : 03-6666-8163 FAX : 03-3221-4717

E-mail : zen-kangokaigo@jiaec.jp

担当 : 白井、小中

©一般社団法人

外国人看護師・介護福祉士支援協議会

無断複製・転載を禁ず

○外国人介護就労 6割の施設で好意的 県が調査 (群馬)2017/10/2 東京新聞